

# 納付の期限等のお知らせ

	申告所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税(個人事業者)
<b>納期限</b> 納付の期限	令和7年 <b>3月17日(月)</b>	令和7年 <b>3月31日(月)</b>
<b>振替日</b> 振替納税をご利用の場合	令和7年 <b>4月23日(水)</b>	令和7年 <b>4月30日(水)</b>
<b>延納分</b> 延納をご利用の場合 <small>※納期限と振替日は同じです。</small>	令和7年 <b>6月2日(月)</b>	<b>CHECK!!</b> 

**注意** 申告書提出後に、税務署から納付のお知らせや納付書の送付はありません。

納付額のメモにご利用ください

 円

 円

納付は納付書のいらない  
簡単・便利な **振替納税** を  
ご利用ください!

振替納税の利用方法やその他の  
キャッシュレス納付方法は

裏面へ!!



既に振替納税を利用されている方へ

- 振替日の前日までに預貯金残高や振替日に振替納税口座から他の公共料金等の引落し予定がないか等必ずご確認ください。
- 残高不足等で引き落としができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかる場合があります。
- 転居等により所轄税務署が変わった場合は、「振替継続希望」欄に○を記入した申告書の提出又は新たに振替納税の手続を行ってください。

申告所得税及び復興特別所得税には **延納** がご利用できます

所得税確定申告分について、一括納付が困難な場合には、延納制度を利用し、2回に分けて納付することができます。

**1回目** 令和7年3月17日(月)まで  
(振替納税利用の場合:令和7年4月23日(水)) ……納付すべき税額の2分の1以上納付

**2回目** 令和7年6月2日(月) ……残りの税額の納付



延納についてはこちら

※ 延納期間中は利子税がかかる場合があります。

# 振替納税のメリット

## 1 簡単!

- 初回のみ「振替依頼書」を提出するだけ!
- 毎年継続して利用可能!

## 2 便利!

- 振替日に預貯金口座から自動で引き落とし!
- 納付を忘れる心配なし!

※残高不足等で引き落としができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかる場合があります。

## 利用方法

- ✓ 提出物 | 預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書(振替依頼書)
- ✓ 提出方法 | ● オンライン(e-Tax)で所轄の税務署へ提出する **おすすめ!**  
● 書面で所轄の税務署又は金融機関へ提出する
- ✓ 提出期限 | 申告所得税及び復興特別所得税 → 令和7年3月17日(月)  
消費税及び地方消費税(個人事業者) → 令和7年3月31日(月)

振替納税についてはこちら



オンライン(e-Tax)での提出方法についてはこちら



## ほかにもあります! 簡単・便利なキャッシュレス納付

- ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)
- インターネットバンキングによる納付
- クレジットカード納付
- スマホアプリ納付



納付書がなくても納付できるんだね!!



キャッシュレス納付についてはこちら



## 納税が困難な方には 猶予制度 があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

詳しくは、国税庁ホームページへ



税務署 電話受付時間

8:30~17:00(土日祝除く)

国税庁ホームページでは、確定申告についての情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

